

四区区民会館運営規定

(総則)

第1条 この規定は、四区区民会館（以下会館という）の管理、運営及び利用に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この会館は、区民の集会、教養、趣味、社交向上の場として提供するものとする。

(管理)

第3条 この会館の管理は、自治会の役員がこれに当たり、区長を管理責任者とし善良な運営管理を行うものとする。但し、区長不在の時は、副区長がこれに代わるものとする。

(使用)

第4条 会館の使用は原則として四区区民とする。但し、区長が認めた場合はこのかぎりでない。また、未成年者のみの使用は認めない。

(利用申込手続き)

第5条 申込手続きは下記により行う。

1. 会館を利用するものは、利用する日の14日以内に、会館利用申込書（第1号様式）により区長に申し込まなければならない。
2. 年間を通じ利用するサークル等は、会館利用申込書（第2号様式）により、年度始め1ヶ月前に申し込まなければならない。
3. 利用は、原則として申し込み順とする。但し、自治会での使用がある場合は自治会の使用が優先する。
4. 区長は前記、申請を受け内容を検討し、承認した場合は会館承認書（第3号様式）を申込者に交付する。
5. 利用承認を受けた者は、区長の指定した日時に、会館利用承認書を提示会館の鍵を受領書に署名の上受け取る事。

(利用時間)

第6条 会館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

(休館日)

第7条 毎年12月29日から翌年1月4日までの間は、休館日とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は使用中、善良な管理意識をもって、下記事項を遵守しなければならない。

1. 火気の使用については、取り扱いに細心の注意を払うこと。
2. 電気、ガス、水道の使用は節約を旨とし、使用後の後始末を忘れぬ事。
3. 付帯設備、備品、什器などを大切に使用する事。
4. 使用後は、全室をよく清掃し、排出したゴミ等は使用者が持ち帰り処理する事。
5. 他の利用者、並びに会館周辺の住民等に迷惑にならないよう、風紀、秩序を乱さぬ事。

(利用の制限)

第9条 次の各項該当する場合は、会館を利用することは出来ない。

1. 風紀を乱す恐れがある場合。
2. 施設等を破損する恐れのある場合。
3. 区長は利用者が運営規定に反し、自治会運営に非協力と認めた場合は、承認後に於いても使用禁止、使用制限する事が出来る。

(使用責任)

第10条

1. 使用中の事故、盗難、紛失などについては使用者の責任とする。
2. 使用者が建物、備品、什器等を破損し或いは紛失した場合は原則として時価により、その費用を弁償するものとする。

(会館の維持)

第11条

1. 会館は区民共有の財産であり、その改築、修繕等、会館の維持管理に要する費用は、その全額を区民が分担するものとする。
2. 区長は会館の改築等、不時の出費に備え、基金を設定し予算の節減に留意し、剩費積み立てに努力するものとする。

(使用料)

第12条

1. 区民の会館使用は無料とする。但し、光熱、水道等を多量に使用する場合は負担金を徴収するものとする。
2. 営利を目的とする場合は下記料金を徴収する。

(1)	一室使用(2時間単位)	600円
(2)	二室使用(2時間単位)	1,000円
3. 物品の販売を目的とする使用は前項の2倍とする。

(広告等)

第13条 会館内外における広告、張り紙等は許可なくこれを貼付し、又は剥ぎ取ってはならない。

(駐車)

第14条 会館前庭は使用者の駐車用に供するものであり、それ以外の駐車を禁ずる。但し、自治会の承認を得た車両は除く。

(その他)

第15条 前各条に定めのない事項については役員会に諮り決定する。

(改廃)

第16条 この規定の改廃については、総会の承認を必要とするものとする。

附則

1. この規定は平成14年4月1日から施行する。